

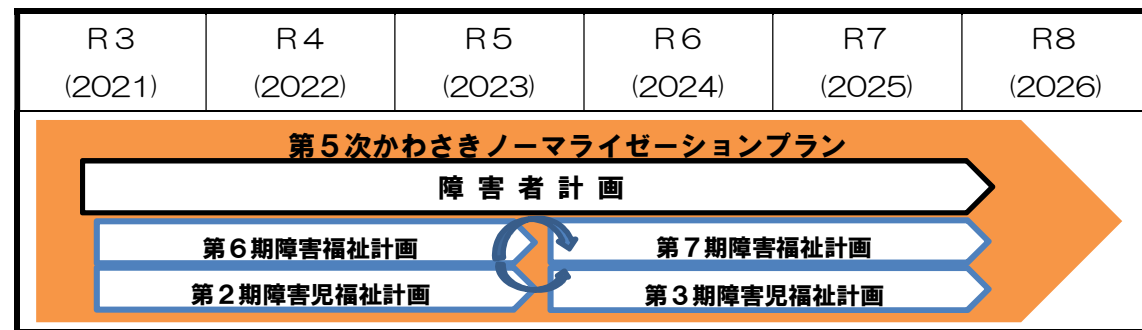
第5次かわさきノーマライゼーションプランの策定について（概要）

1 かわさきノーマライゼーションプランについて

- 本市においては、「ノーマライゼーションプラン」として、障害関連計画を一体的に策定することで、障害福祉施策全体の推進を図っていますが、現行の第4次かわさきノーマライゼーションプランの計画期間が令和2（2020）年度までであることから、以下のとおり、令和3（2021）年度以降の新たな計画を策定します。

計画名	根拠法	内容	計画期間
障害者計画	障害者基本法	障害福祉施策の方向性等に関する基本計画	令和3年度～令和8年度 （6年間）
障害福祉計画	障害者総合支援法	重点的に取り組む目標や各年度における	令和3年度～令和5年度 （3年間）
障害児福祉計画	児童福祉法	サービス見込量等を定めた計画	

- 計画期間の3年目にあたる令和5（2023）年度において、令和6（2024）年度以降の新たな障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画全体の中間見直しを行います。



2 障害児・者数の推移

	平成18年	平成29年	令和2年	増加率(H18比)
身体障害	27,667人	36,761人	37,579人	35.8%
知的障害	5,483人	9,499人	10,977人	100.2%
精神障害	4,330人	11,135人	13,952人	222.2%
合計	37,480人	57,395人	62,508人	66.8%
川崎市人口（参考）	1,332,035人	1,496,035人	1,535,415人	15.3%

※各年4月1日現在の各障害者手帳交付者数。知的障害は、判定のみ受けて療育手帳を所持していない方も含む。

3 障害福祉施策を取り巻く状況

- 本計画の上位概念である『川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン』に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を引き続き推進する必要があります。
- 昨今の大規模災害の発生などを踏まえ、災害時における福祉支援体制の充実に向けた取組を推進するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）やかわさきパラムーブメントを推進する必要があります。

4 地域リハビリテーションの推進

- 高齢化の進展や支援ニーズの増加・多様化等に対応するため、『川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン』に掲げる考え方を実現する具体的な取組として、年齢や疾病、障害の種別等で限定しない、全世代・全対象型の支援体制（地域リハビリテーション）を構築する必要があります。

5 障害福祉施策の推進（障害者計画）

- 『川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン』を踏まえた取組の推進など、本市施策の継続性を確保する観点から、第4次かわさきノーマライゼーションプランの基本理念「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」を、本計画においても引き続き継承します。

※支援ニーズの増加・多様化、高齢障害者の増加と障害の重度化・重複化、障害者を支える家族の高齢化、大規模災害や新型コロナウイルスなどの社会情勢の変化や、それを踏まえた課題、各施策の概要等については、資料3「第5次かわさきノーマライゼーションプランの施策体系について」を参照してください。

6 重点的に取り組む目標（障害福祉計画・障害児福祉計画）

- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法と児童福祉法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的として、国の基本指針を参考に、重点的に取り組む目標などを定めるものです。

	項目	令和5年度までの目標	R1実績(参考)	
1	福祉施設から地域生活への移行	入所施設からの地域移行者数	31人 8人	
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	入院後3か月時点	69% (※) 64.5%	
		入院後6か月時点	86% (※) 80.0%	
		入院後1年時点	92% (※) 86.0%	
		1年以上の長期入院者数	65歳未満 212人 289人 65歳以上 385人 445人	
	退院後1年以内の地域における平均生活日数（新）	316日	—	
3	地域生活支援拠点の確保及び機能の充実	拠点数	5か所 2カ所	
		運用状況の検証等（新）	年1回以上	—
4	福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者数	320人 271人	
		一般就労への移行者数（新）	就労移行支援事業	276人 234人
			就労継続支援A型事業	23人 18人
			就労継続支援B型事業	21人 17人
		一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用割合（新）	70%	—
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合（新）	70%	—		
5	障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの箇所数	4か所 4か所	
		重症心身障害児を支援する事業所の箇所数	児童発達支援事業所	7か所 5か所
			放課後等デイサービス事業所	11か所 9か所
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所 1か所	
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数（新）	13人	配置なし	
6	相談支援体制の充実・強化（新）	地域相談支援センターにおける相談件数	68,393件 61,027件	
		地域・基幹相談支援センターによる地域の相談機関等との連携回数	312回	—
		地域の相談支援機関等に対する助言・後方支援の回数	364回	—
		川崎市認定相談支援リーダーの資格取得者数(累計)	40人	32人
7	障害福祉サービス等の質の向上（新）	支給決定情報と請求情報の突合等による二次審査	全件実施	全件実施
		二次審査結果の情報共有	年1回以上	—
		指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施等	取組の推進	取組の推進
		都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加	年12回以上	年22回(人)

(※) 国統計資料が公開されていないため、参考として平成30年度実績を掲載しています。

第5次かわさきノーマライゼーションプランの施策体系について

基本理念

障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現

社会情勢の主な変化

障害者の増加

障害の多様化

高齢障害者の増加

障害の重度化・重複化

家族の高齢化

支援ニーズの増加

共生社会実現に関する法制度

大規模災害

新型コロナウイルス

障害児支援ニーズの増加・多様化

課題・対応の方向性

●高齢者や障害児者等に対する包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築

課題・対応の方向性

- 障害者の権利擁護に関する取組の推進
→施策8で対応
- 市民意識の醸成（心のバリアフリー）
→施策9で対応
- スポーツや文化芸術等の社会参加の促進
→施策10で対応
- ソフト・ハード両面でのバリアフリー化
→施策11で対応
- 大規模災害や新型コロナウイルスへの対応
→施策12で対応

課題・対応の方向性

- 多様なニーズに対応する相談支援体制や地域生活支援体制の充実
→施策1・2で対応
- 障害の特性やライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援体制の構築
→施策3で対応

課題・対応の方向性

- 多様なニーズに対応できる住まいの場の確保
→施策4で対応
- 医療的ケア児・者の地域生活を支える支援体制の充実
- 保健・医療分野等との連携強化
→施策5で対応

課題・対応の方向性

- 障害福祉サービスを担う人材確保等
- ボランティアや障害当事者を含めた多様な主体による支え合い
→施策6で対応
- 経済的な自立に向けた雇用・就労支援
→施策7で対応

基本方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす

～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～

施策1 相談支援体制の充実

- ・相談支援体制の再構築
- ・地域リハビリテーション推進体制の整備
- ・専門的な相談支援体制の確保

施策2 地域生活支援の充実

- ・生活支援サービス、日中通所サービスの展開
- ・地域生活支援拠点等機能の整備・検証
- ・情報コミュニケーションの支援
- ・移動・外出支援、福祉用具等による支援
- ・精神障害者の地域移行に向けた支援

施策3 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制の充実

- ・相談支援、療育支援、関係機関との連携
- ・小・中学校、高校、特別支援学校等の学びの場における支援
- ・放課後等の支援
- ・家庭や地域活動への支援

施策4 多様な住まい方と場の確保

- ・グループホームの基盤整備
- ・入所施設からの地域移行
- ・特養における高齢障害者の受け入れ
- ・多様な居住支援

施策5 保健・医療分野等との連携強化

- ・専門的な医療等の提供、医療給付・助成
- ・医療的ケア児・者への支援

施策6 人材の確保・育成と多様な主体による支え合い

- ・障害福祉サービスを担う人材の確保等
- ・ピアサポートなどによる当事者支援や地域団体などによる多様な支え合い

施策7 雇用・就労・経済的自立の促進

- ・就労意欲の喚起、就労移行・定着に向けた支援、企業への雇用支援
- ・福祉的就労の支援、経済的支援

基本方針Ⅱ 地域とかがわる

～地域の中でいきいきと暮らしていける
「心のバリアフリー都市川崎」の実現～

施策8 権利を守る取組の推進

- ・障害者の差別解消に向けた取組
- ・障害者虐待防止に向けた取組
- ・成年後見制度等の推進や消費者トラブルの防止

施策9 心のバリアフリー

- ・かわさきパラムーブメントの推進
- ・地域や教育の場における障害の理解促進や普及啓発

施策10 社会参加の促進

- ・スポーツ、文化芸術活動、生涯学習の推進

基本方針Ⅲ やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

施策11 バリアフリー化の推進

- ・施設、公共交通機関、道路等のバリアフリー化
- ・情報バリアフリーの推進

施策12 災害・緊急時対策の強化

- ・災害時における支援体制の充実
- ・新型コロナウイルスなどの新型コロナウイルスへの対応
- ・情報伝達手段の確保